

石州半紙（せきしゅうばんし）

1. 提案区分：重要無形文化財（工芸技術：陶芸、漆芸、手漉和紙）

2. 保持団体：石州半紙技術者会

3. 指定年月日：昭和44年4月15日

4. 概要：

島根県の西部、石^{せき}州^{しゅう}の地域では、10世紀初めには既に製紙が行われ、江戸時代には、石州で漉^はかれる半紙^{はんし}という規格（大きさ）の紙が、大坂商人たちの帳簿用紙として重用され、石州半紙の名が広まった。もとは農家の副業であったが、20世紀後半に技術者は次第に専業化し、現在は、石州半紙技術者会会員とその3軒の家族によって伝統技術が傳承され、数名の若い後継者が技術^{こうぞ}を学んでいる。

原料は3年間育てた地元産の楮^{こうぞ}で、日本特有の「流し漉^{ながす}き」と呼ばれる製紙技法で、楮の繊維から紙を作る。石州半紙の最大の特色は、3,000回以上折り曲げてもちぎれない強靱さであり、これは、独特の原料処理方法に代表される、地元産の自然の素材を活かす伝統技法によって生み出される。現在の用途は、障子紙や書画用紙などである。

5. 写真



楮の刈り取り



かみす
紙漉き